

福井から原発を止める裁判の会

=第9回・2022年度定期総会・資料=

2022年6月26日（日）午後1時～

裁判の会事務所（嶋田ビル2階）

昨年度総会は、新型コロナウイルス感染に対し、全国的に警戒警報が出される厳しい状況となっていることから、総会開催を見合わせ、カタクリ通信にて会計方向のみ掲載、報告とさせていただきます。

今年度は、いまのところ全国的にも3蜜を避けることは呼びかけていますが、少しずつ行動緩和が進んでいることから、開催することとしました。しかし1昨年（2020年度総会）のように事前に総会議案を送付・議決をすることはせず、総会后カタクリ通信にて総会内容を報告、意見集約することとします。

議題は以下のとおりです。（午後1時～1時30分）

- 第1号議案 2021年度・活動報告（活動日誌から）
- 第2号議案 2022年度・活動方針
- 第3号議案 2021年度決算報告・会計監査報告
- 第4号議案 2022年度予算案報告
- 第5号議案 事務局役員体制

特別学習会 午後1時40分～3時20分

広島地裁での「戦後最悪の司法判断・吉岡決定」学習会

講師 伊方原発運転差止広島裁判事務局

哲野イサク様 山本幸造様

==2021 年度・活動報告==

<裁判の支援等>

(「裁判の会」事務局のメンバーが参加したもの。)

2021/04/08⇒東京地裁 宗教者核燃裁判(第2回口頭弁論)

2021/04/13⇒福井県原安課ヘサヨナラ原発福井ネットワークと使用済み核燃料について
申し入れ。

2021/04/09⇒福井県安全専門委員会(第99回)

2021/06/21⇒大阪地裁 美浜3号機仮処分申し立て

2021/07/03⇒東京地裁 宗教者核燃裁判(第3回口頭弁論)

2021/08/04⇒名古屋地裁 老朽原発裁判(高浜1.2号19回、美浜3号17回)

2021/10/04⇒大阪地裁 美浜3号機仮処分(第1回審尋)

2021/11/12⇒福井県安全専門委員会(第100回)

2021/11/15⇒名古屋地裁 老朽原発裁判(高浜1.2号20回、美浜3号18回)

2021/12/01⇒大阪地裁 美浜3号機仮処分(第2回審尋)

2022/02/04⇒名古屋地裁 老朽原発裁判(高浜1.2号21回、美浜3号19回)

2022/03/07⇒大阪地裁 美浜3号機仮処分(第3回審尋)

2022/04/21⇒名古屋地裁 老朽原発裁判(高浜1.2号22回、美浜3号20回)

2022/05/23⇒大阪地裁 美浜3号機仮処分(第4回審尋)

<カタクリ通信の発行>

- 第42号(2021/06/16、20P)⇒美浜3号機運転差し止め仮処分、福井県地元同意の経緯(地元自治体の動きを詳述)、福井・石川&核燃サイクルの訴訟
- 樋口英明氏講演会特別号(2021/10/01、20P)⇒樋口英明氏講演会の報告
- 第43号(2021/10/08、4P)⇒美浜3号機仮処分第1回審尋(争点は地震と避難計画)、福井・石川&核燃サイクルの訴訟
- 第44号(2022/02/05、4P)⇒規制委は「熱伝達率」を把握してなかった!、福井・石川&核燃サイクルの訴訟

<学習会等の開催>

■2021/09/05 講演会

講師⇒元福井地裁裁判官 樋口英明氏

テーマ⇒樋口英明氏が見通す原発差し止め訴訟の転換点

場所⇒福井市ユー・アイ福井&敦賀市あいあいプラザ&You Tube ライブ配信

参加人数⇒ライブ配信視聴も含めて約210名。

内容⇒福井地裁判決が出されたその福井の地での樋口英明さんの講演会を、オール福井反原発連絡会、日本科学者会議福井支部、「福井から原発を止める裁判の会」の三者共催という形でようやく実現することができました。講演を文字起こしをして整理したものが「裁判の会」のウェブサイトに掲載してあります。
http://www.adieunpp.com/news/katakuri/210905_higuchi.pdf

■2021/12/11 第15回学習会

講師⇒サヨナラ原発福井ネットワーク 若泉政人氏

テーマ⇒関電美浜3号機の使用済み燃料の交換可能年数の水増しについて

場所⇒当会事務所&Zoom 配信 参加人数⇒20名

内容⇒サヨナラ原発福井ネットワークでは、美浜3号機の使用済み燃料の問題点として、①新規制基準による基準地震動の対応工事(750ガル⇒993ガル)で、美浜3号ピット貯蔵容量が1,118⇒809体へ減少したため、3号機で貯蔵中の1・2号機使用済み燃料150体を2016年度に1・2号機に移し、余裕を38体から188体へと増やしている、②美浜1・2号ピットは3号と共用ではないのに、1・2号ピット余裕102体分を美浜3号用と想定している、などを指摘している。1・2号機使用済み燃料は2035年末までに搬出予定だが、美浜3号60年運転期限は2036年12月であり、新規制基準適合性審査を受けていない1・2号ピットを美浜3号用に使うのは安全無視の法令違反になるのではないかと主張しています。

■2022/02/26 第16回学習会

講師⇒「福井から原発を止める裁判の会」事務局長 嶋田千恵子

テーマ⇒カーボンニュートラルと原発

場所⇒当会事務所&Zoom 配信 参加人数⇒17名

内容⇒「温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする」というカーボンニュートラル(CN)の定義から始まり、気候変動枠組み条約の歴史を辿り、CN達成における問題点などを説明。『人新世の「資本論」』の著者である斎藤幸平さんの視点も織り交ぜて、最後は原発が温暖化対策として利用可能かどうかを検討。日本の自然エネルギー電力比率の上昇割合がEU諸国と比較して低いことも印象に残りました。原発と気候変動対策との関係については、再生可能エネルギーの生産手段の選択も注視しながら私たちが考え続けなければいけない問題だと感じました。

<事務局会議の開催> 会議はいずれもZoomを利用して実施。

2021/05/12⇒総会、学習会について検討

2021/05/27⇒総会の内容について詰め

2021/07/06⇒次回カタクリ通信の内容検討

2021/07/22➡学習会について検討
2021/08/26➡樋口英明氏講演会について
2021/09/23➡講演会の反省等
2021/10/06➡樋口英明氏講演会の文字起こし等
2021/10/28➡名簿管理等について
2021/11/18➡次回学習会について
2021/12/16➡次回通信の内容について
2022/01/20➡次回学習会について
2022/02/24➡通信発送作業等について
2022/03/24➡総会、学習会の内容について
2022/04/06➡吉岡決定の勉強会について
2022/04/28➡他の裁判等の情報、総会、吉岡決定について
2022/05/26➡明日のハナコ、次回通信について
2022/05/30➡総会について

==2022 年度・活動方針==

- ① 原発運転差し止めを求める新たな訴訟の福井地裁での提訴に向けて、弁護士、関係諸団体と引き続き前向きに協議を進めています。現在、美浜 3 号機の再稼働差し止めを求める仮処分がたたかわれていますが、その決定は今秋にも出そうな情勢です。私たちとしては、その結果も踏まえて、新たな裁判闘争を福井の地で開始できるよう、今年度も各地での反原発のたたかいとの交流を発展させていくとともに、関係諸団体との協議を進めて参ります。
- ② 事務局主催の学習会を今年度も連続して企画します。とりわけ新たな裁判闘争の提起に向け、事務局をはじめとして会員の皆さまの学習と争点理解につながるような内容を企画していきたいと考えています。新型コロナウイルスの感染状況に関わらず、事務所での開催とズームによるオンライン参加を組み合わせたハイブリッド方式により、在宅あるいは県外や遠隔地からの参加も可能なかたちで行っていききたいと考えております。
- ③ 上記、学習会内容の報告、活動報告などを中心として、会報「かたくり通信」の発行を今年度も継続して参ります。全国の会員の皆さまと定期的につながり、情報を共有していくうえで大きな役割を果たしてきた「かたくり通信」は今年度も年数回の発行を予定しております。

福井から原発を止める裁判の会

2021年度決算

(2021年4月1日～2022年3月31日)

<収支計算書>

当期収入	2021予算	2021決算	当期支出	2021予算	2021決算
前期繰越(現金・預金のみ)	967,761	967,761	事務費(用紙代、コピー・印刷代)	700,000	675,082
会費収入(カンパ含む)	2,000,000	2,614,548	交通費(事務局行動費など)	300,000	239,051
普通預金受取利息	5	11	通信費(ゆうメール、ハガキ代など)	600,000	457,765
断食募金(1名)	0	5,000	講師料(学習会・講演会)2名	50,000	0
小浜の会より返金	0	90,050	印刷費(かたくり通信・学習会チラシ)	600,000	26,428
美浜仮処分裁判費用戻し	0	422,606	宣伝費(福井新聞折込)	0	422,606
定期預金(裁判準備金)	1,500,000	1,500,000	協賛金(名古屋老朽裁判)	0	2,000
小計	4,467,766	5,599,976	小計	2,250,000	1,822,932
			次期繰越残高	2,217,766	3,777,044
合計	4,467,766	5,599,976	合計	4,467,766	5,599,976

現金・普通預金繰越金 717,766 2,277,044

	予算	決算
会費入金会員数(延べ)	250人	570人

2021年度決算の概要および特徴について

会計担当・奥出春行

今年度の会費納入は延べ570名の方から2,614,548円というたくさんのお金がありました。予算は250人・250万円としていましたが、たくさんのお金・カンパを寄せて頂きました。本当にありがとうございました。ウクライナでのロシアによる原発攻撃が報道される中で、「怖さ」・「許さない」との思いが会費納入につながったのではないかと思います。

収入の中には、小浜の会より老朽原発チラシの印刷分を返金されました。また、美浜原発仮処分裁判費用を立替えていましたが、断食募金より補填させて頂きました。

費用の特徴としては、宣伝費として老朽原発チラシの新聞折込などがありましたが、学習会などの開催が少なく講師料はありませんでした。

通信費は福井県内原発を対象とした裁判支援への案内はがきやその内容をカタクリ通信という形で会員にゆうメールで発信しているものがほとんどです。

今年度も、コロナ下のため総会が開かれませんが、会計のみ報告させて頂きます。不明な点やご意見がありましたら、当会事務局員までご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

2021年度募金会計の報告

(この募金会計は中嶋哲演氏から呼びかけられた「一食断食募金」です。)

2021年6月21日美浜原発3号機再稼働差し止め仮処分裁判および今後の弁護団支援のため、引き続き使用していきます。

前年度繰越金	3,584,025	
老朽原発反対キャラバン行動分担金(オール福井)		200,000
老朽美浜3・再稼働チラシ印刷(地域配布用)		44,700
老朽美浜3・再稼働チラシ印刷・福井新聞折込		261,896
老朽美浜3・再稼働チラシ印刷・福井新聞折込		160,710
受取利息	26	
樋口講演会場募金 5名	5,000	
断食募金1名	5,000	
老朽美浜3原発仮処分募金 5名	13,000	
合計	3,607,051	667,306
次年度繰越金		2,939,745

2022年度予算

(2022年4月1日～2023年3月31日)

<収支計算書>

科目	2021決算	2022予算	科目	2021決算	2022予算
前期繰越(現金・預金のみ)	967,761	2,277,044	事務費(コピー機使用料・インク代・)	675,082	500,000
会費収入(カンパ含む)	2,614,548	1,500,000	事務局交通費(各地裁判支援)	239,051	200,000
普通預金受取利息	11	5	通信費(ゆうメール、ハガキ他)	457,765	500,000
断食募金(1名)	5,000	0	講師料(2回分)	0	100,000
小浜の会より返金	90,050		カタクリ通信・チラシ印刷費	26,428	200,000
美浜仮処分裁判費用戻し	422,606		宣伝費(福井新聞折込)	422,606	0
定期預金(裁判準備金)	1,500,000	1,500,000	協賛金(名古屋老朽裁判)	2,000	0
収入小計	5,599,976	5,277,049	支出小計	1,822,932	1,500,000
			次期繰越残高	3,777,044	3,777,049
収入合計	5,599,976	5,277,049	支出合計	5,599,976	5,277,049

現金・普通預金繰越金 2,277,044 2,277,049

	決算	予算
会費入金会員数(延べ)	570人	350人

<2022年度 役員体制>

代表 中 巖 哲演(再)
 副代表 東山 幸弘・高浜(再)
 事務局長 嶋田 千恵子(再)
 次長 小野寺 恭子(再)
 次長 南 康人(再)
 会計 奥出 春行(再)

事務局員 小野寺 和彦(再)
 山本 雅彦・敦賀(再)
 大嶋 麻紀(再)
 特別事務局 徳井雅信(関西特派員)
 会計監査 高岡ひとみ(再)
 藤岡寿美子(再)

2021年度 会計報告

2022年6月6日(月)午後2時～4時 裁判の会事務所にて

立会人 次長：小野寺恭子 会計担当：奥出春行

現金出納帳・普通預金、領収書など正確に記帳・管理されていたことを確認しました。

監査人 高岡ひとみ
 藤岡寿美子

会計報告の正式文書は、別途本人自筆にて事務所に保管されています。押印はなくさせて頂きました。ご了承ください。

福井から原発を止める裁判の会会則

・第一条（名称）

本会は「福井から原発を止める裁判の会（略称・福井原発裁判の会）」と称し、福井県内に事務所（連絡先）を置く。

・第二条（目的）

本会は、裁判を通して福井県内にある原発を止めるために原告団・申立人を組織するとともに、弁護団を支援し、人々に広く啓発活動することを目的とする。

・第三条（会員）

本会の目的に賛同する人は誰でも会員になることができる。

・第四条（会費）

本会の会員は、年3000円の会費を会計年度中に入金するものとする。

・第五条（機関誌）

本会は、機関紙「かたくり通信」を発行し、希望する会員には郵送またはメールにて届ける。

・第六条（総会）

本会は、年1回の総会を開催する。総会議案は参加した会員数の過半数をもって承認・決定する。総会には、本会が支援する裁判に関わる弁護団のいずれの弁護士も参加することができる。

・第七条（役員会）

本会の目的を遂行するため、役員会を置き日常活動の承認、決定を行う。役員会は、本会が支援する裁判の原告団または申立て人から、それぞれ1名以上を選出、これを役員として構成する。役員は総会において承認を得るものとする。

役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

・第八条（役員会の機能）

役員会が必要と認めた場合、必要に応じて全会員を対象に臨時会議を招集、日常活動の遂行について報告、意見集約を行い運営に反映させる。

・第九条（代表）

本会に代表1名を置くものとし、役員の互選によって選出する。但し、総会の承認を得るものとする。

・第十条（事務局長）

本会に事務局長1名を置くものとし、役員の互選によって選出する。但し、総会の承認を得るものとする。事務局長は、代表の合意のもと事務局をおく。

事務局は裁判弁護団との日常的な情報交換をすすめ、会員への情報発信その他日常活動を送行する。

・ 第十一条（会計）

本会に会計1名を置くものとし、役員の互選によって選出する。但し、総会の承認を得るものとする。

・ 第十二条（会計監査）

本会には総会において選出・承認のもと、役員として会計監査を2名置く。

・ 第十三条（財政）

本会の財政は、会費、寄付金、事業収入によってまかなう。

・ 第十四条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日～翌年3月31日とし、活動のまとめとともに、総会に報告するものとする。

・ 第十五条（会則の改廃）

本会則に明記されていない事項は、総会にて改正・追加決定する。

附則

1、本会則は2013年3月30日より実施する。

2、本会則は2015年5月23日より改定、実施する。

却